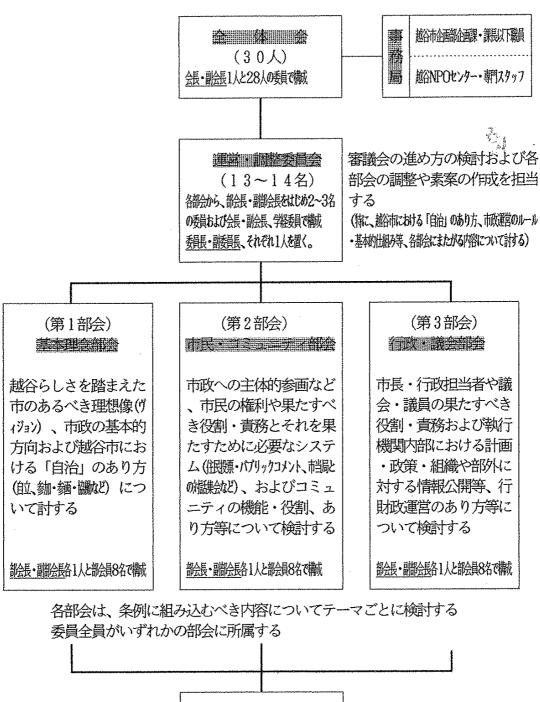
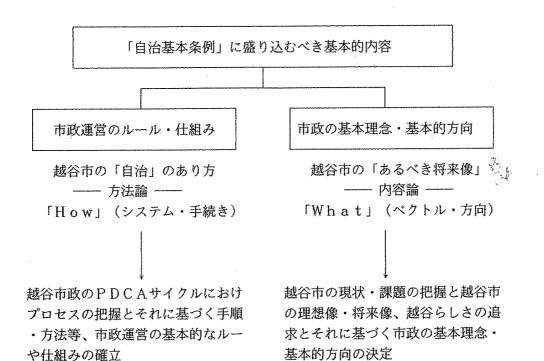
## 越合市自治基本条例審議会組織図(案)



## **市民参加国当部**

PI(パブリック・インボルブメント)担当部、 市民前の集・意見反映担当部

各委員全員が、それぞれの名割でおいてその役割を果たす。 部長・副部長、それぞれ1人を置く。 地区や団体等との懇談を通じて 、条例制定の趣旨・内容につい て理解を得るとともに、意見を を拝聴・収集し、内容に反映さ る



◎ 上記の2つの課題について、そもそもあるべき「基本原理」からの演繹的アプローチと実際の現状・課題からの帰納的アプローチの交点で考える。

総合振興計画や個々の分野別計画等の計画の内容は、時の首長の政策策定の中で検 討されるべきものであり、したがって、自治基本条例においては、時代を超越した、 そこに一貫して流れる永久不変の基本理念・基本的方向のみを定める。